

神戸市営住宅退去者滞納家賃等徴収業務委託 実施要領
(公募型プロポーザル)

1 案件名称

神戸市営住宅退去者滞納家賃等徴収業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業概要

市営住宅から退去した者に係る滞納家賃及び滞納行政財産目的外使用料並びに駐車場滞納使用料の徴収業務

(2) 業務内容

- ・納入義務者への滞納家賃等の未納額等の通知・催告（文書発送、架電等）
- ・納入義務者への納入指導 等
（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 委託料率（成功報酬割合）

30%を上限とする

(4) 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(5) 履行場所

建築住宅局住宅管理課等

3 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 下記①～②のいずれかの要件を満たしていること

①弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)第4条に規定する弁護士又は、同法第30条の2に規定する弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。

②債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条の法務大臣の許可及び第12条ただし書きにより集金代行業務の承認を得ており、第23条の改善命令を受けていない債権管理会社であり、前項①に規定する弁護士又は弁護士法人の共同受託が可能な団体であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 継続して健全な業務を実施することができる安定した経営能力を有すること。

(4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。

(5) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (8) 直近1年間の所得税又は法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。

4 スケジュール

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始（神戸市ホームページに掲載） | 令和7年1月9日（木） |
| (2) <u>参加申請関係書類の提出期限及び質問受付期限</u> | <u>令和7年1月24日（金）まで</u> |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年1月29日（水）まで |
| (4) <u>業務実施提案書の提出期限</u> | <u>令和7年1月31日（金）まで</u> |
| (5) 選定委員会 | 令和7年2月中旬予定 |
| (6) 選定結果通知 | 令和7年2月下旬予定 |
| (7) 契約日 | 令和7年4月1日（火） |

5 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領および仕様書の公表
公表期間 令和7年1月9日（木）から令和7年1月31日（金）まで
神戸市ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 参加申請手続き
- ア 受付期間 令和7年1月9日（木）から令和7年1月24日（金）まで（消印有効）
- イ 提出書類
- ①参加希望申出書 （第1号様式）
※本要領4（1）②の応募資格に該当する共同受託団体の場合、①は共同で作成し、連名にて提出してください。
- ②参加資格要件確認書 （第2号様式）
- ③本要領4（1）①に該当する場合
・個人の場合は都道府県弁護士会の会員である旨を証するものの写し
・法人の場合は、法人登記簿謄本又は登記事項全部事項証明書(提出日前3か月以内に発行された正本)
- ④本要領4（1）②に該当する場合
・債権管理回収業にかかる許可書の写し
・集金代行業にかかる承認書の写し
・法人等概要資料（パンフレット等）
・法人登記簿謄本又は登記事項全部事項証明書(提出日前3か月以内に発行された正本)
- ⑤個人の場合は、個人事業税申告書(直近3事業年度分)の写し

- ⑥法人の場合は、決算書(直近3事業年度分)の写し
- ⑦地方税の納税証明書もしくは滞納のないことの証明書
- ⑧国税の納税証明書(「その3の3」法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明用)
- ウ 提出場所 本要領9に記載の場所
- エ 提出方法 郵送(書留郵便)または持参
※提出後、必ず到着確認を電話で行うこと。
- オ 提出部数 各1部

(3) 質問の受付

- ア 受付期間 (1)と同じ
- イ 提出方法 質問票(第8号様式)に記載し、本要領9に記載の連絡先までEメールにより提出すること。
- ウ 回答方法 質問に対する回答は、参加申請者全員に対して、令和7年1月29日(水)までにEメールで回答する。
- エ その他
 - ・本市からの回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力を持つ。
 - ・Eメール以外での質問は一切受け付けない。
 - ・質問した事業者名は公表しない。

(4) 業務実施提案書・見積書の提出

- ア 提出期限 令和7年1月31日(金)まで(消印有効)
- イ 提出書類
 - ①業務実施提案書 (第3号様式)
 - ②業務実施方針調書 (第4号様式)
 - ③業務実施体制調書 (第5号様式)
 - ④業務実績調書 (第6号様式)
 - ⑤見積書 (第7号様式)

※本要領4(1)②の応募資格に該当する共同受託団体の場合、①は共同で作成し、連名にて提出してください。

※第4号様式及び第5号様式は「別紙のとおり」と記載した上、別添とすることも可とする。
- ウ 提出場所 本要領9に記載の場所
- エ 提出方法 郵送(書留郵便)または持参
※提出後、必ず到着確認を電話で行うこと。
- オ 提出部数 正本1部、副本5部

(5) 提出書類等に関する注意事項

- ・正本1部には事業者(会社)名を記載、副本5部には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業

- 者を特定できる情報を一切記載しないこと。
- ・各様式に記載された注意書き等に従うこと。
- ・書式は、A4版縦型(横書き)を原則とする。
- ・申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- ・提出された申請書類や資料は、一切返却しない。
- ・本市が提示する場合を除き、募集期間後における申請書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ・市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ・提出された業務実施提案書等の資料は、申請者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、情報公開の対象となる。
- ・申請受付後に辞退する場合は、辞退届(様式は問いません)を提出すること。
- ・業務内容、応募方法及び提出書類等についての説明会は開催しない。

6 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価指標	内容	配点
①基本方針	退去者の滞納問題に係る現状分析、課題整理が的確であること	10点
②効率的・効果的な業務遂行	① 提案内容の的確性、実現性	30点
	② 提案内容の独自性等	10点
③業務を安定して行う能力	① 実施体制(人的能力、個人情報の保護)	20点
	② 他自治体での受注実績	
④見積書の報酬割合	業務に係る経費の縮減が図られること	20点
⑤地元優先の原則	※地元企業・準地元企業の有無	10点
合計		100点

※市内に本社を置く場合は地元企業、市内に本社は無いが支店等が市内にある場合は準地元企業

(2) 選定方法

- ① 本実施提案の審査については、神戸市営住宅退去者滞納家賃等徴収業務委託にかかるプロポーザル提案審査委員会(以下「委員会」という。)が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、応募資格を満たす申請者の中から、評価基準に沿って業務実施提案書の審査を行う。
- ③ 受託候補者を合計点により順位付けし、優先交渉権者、次点候補者、次々点候補者、以下同様に決定する。ただし、満点の50%を基準点とし、選定基準を満たさないと判断された申請者は、この限りではない。

- ④ 申請者が1者のみの場合であっても審査は実施し、基準点を満たすときは、当該申請者を優先交渉権者とする。
- ⑤ 審査の結果、いずれの申請者も選定基準を満たさないと判断された場合は、候補者なしとする場合もある。また、応募資格を満たさないと判断された申請者は、その理由を付して、文書にて郵送する。
- ⑥ 審査の結果評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価指標②効率的・効果的な業務遂行の点が高い者を優先交渉権者とする。ただし評価指標②の点数も同じである場合は、同事業者にくじを引かせて優先交渉権者を決定する。くじ引きに出席しない者があるときは、これに代えて当該プロポーサルの事務に関係のない本市職員にくじを引かせて優先交渉権者を決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する応募は無効とする

- ・提出書類に虚偽の記載があったとき
- ・この要領に違反し、又は著しく逸脱したとき
- ・記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき
- ・提出期限までに必要な書類が提出されなかったとき
- ・選定委員、本市職員及びその他関係者に対して、審査にあたって公平性を損なうような接触をしたことが認められたとき
- ・その他不正行為があったとき

(4) 受託候補者の選定

審査の結果、選定された優先交渉権者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行う。ただし、優先交渉権者が辞退したとき、又は資格を喪失したときは、次点候補者が優先交渉権者に順次繰り上がるものとする。

市は優先交渉権者決定後、必要に応じてその提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲で修正を求めることができるものとする。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

7 契約の締結

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び業務実施提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

受託者の四半期ごとの請求に基づき、検査合格後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

8 その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨の種類は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 本契約に係る令和 7 年度の神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この選定に基づく契約は締結しないことがある。

9 担当部局の名称及び所在地（問合せ先）

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通 2 - 1 - 3 0 三宮国際ビル 3 F

神戸市建築住宅局住宅管理課 収納担当

E メール：syunou@city.kobe.lg.jp

電 話：0 7 8（5 9 5）6 5 4 3

F A X：0 7 8（5 9 5）6 6 6 2

※窓口へ来られる場合、事前に電話連絡の上、お越しく下さい。

※窓口対応時間は、休日除く開庁日の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで